

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
資金移動業者に関する内閣府令	資金移動業者府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	出資法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>▼取引時確認等の措置について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-1-2</p>	
1	<p>デジタル給与の取扱いに限ったリスクの特定・評価、低減措置を求めている理解で良いか。</p>	<p>今回の改正は、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号に規定する指定資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）について、特に、取扱件数・金額の増加等が想定されることから、リスクの特定・評価を適切に実施し、必要なリスク低減措置を講じる旨の着眼点を追加したものです。</p> <p>資金移動業者については、引き続き、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の態勢を適切に整備していくことが必要と考えます。</p>
2	<p>銀行が提供する仮想口座のサービスを活用し、資金移動業者が申出を受けた利用者（従業員）に仮想口座番号を払い出すことでデジタル給与を受け取るスキームが考えられる。この場合、デジタル給与の取扱いは、銀行間の振込として行われることとなるが、雇用主である企業からの給与振込以外の用途にも当該仮想口座番号を利用することができる（転職先企業での給与受取りや銀行口座からの振込チャージ等）。</p>	<p>ご指摘の銀行が提供する仮想口座のサービスを活用した個別スキームについて、詳細が分かれることから回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>一般論で申し上げますと、資金移動業者については、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の態勢を適切に整備していくことが必要と考えます。</p>

	本スキームの場合、銀行間の振込であり、送金元を特定できないことから資金移動業者による雇用主に対する取引時確認は不要と考えて良いか。	
▼登録申請、届出書の受理等について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ－２－１		
3	店舗又は ATM を自前で保有していない場合、本項目は対象外ということで良いか。	Ⅷ－２－１(2)④口については、資金移動業者の口座から利用者の銀行口座への振込も含め、利用者への払出しが集中した場合などに、利用者への資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有していることを求めており、店舗又は ATM を自前で保有していない場合も対象となり得ます。 なお、今回の改正は、指定資金移動業者において、貸金支払いにより利用者への払出しが集中することも想定されるため、平時より流動性確保のためのモニタリングや、必要に応じた資金の調達を含め、払出見込額を適切に確保するための必要な対策を講じることが必要と考えており、注記として明示したものです。
4	本項目での「払出見込み額」とは、（注1）における「払出見込み額」と同義か。 同義の場合、銀行振込での出金は「払出見込み額」に含まれず、考慮しなくても良いということか。	
▼法第 53 条に基づく報告書について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ－２－３		
5	厚労省のガイドラインでは、アカウントの残高に係わらず 1 アカウント 100 万円の保証ができる体制が求められている。また、貸金とそれ以外の残高を区分できない場合、アカウントの残高全てが保証によりカバーされることが求められている。 デジタル給与に係る保証は、資金決済法と異なりその方式を問わないため、資金決済法の保全と異なる類型で保証が提供されうるものと考えられるが、同一の債務に対して 200%以上の保証が求められることから、デジタル給与に係る保証を以て資金決済法の保全と代えるような合理的な取り扱いを検討いただきたい（その場合、デジタル給与の取扱いの無いアカウントのみ貴庁が確認する運用とすることが考えられる）。	指定資金移動業者による貸金の支払に係る業務については、基本的には資金決済法に基づく資金移動業として行われると考えておりますが、ご意見として、今後の取組の参考とさせていただきます。
▼その他		
6	2021 年 3 月 19 日に貴庁の HP にて公表された「『令和 2 年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等』に関するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」には、「利用者から受け入れ	資金移動業者府令第 30 条の 2 などにおいては、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認し、

た資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。」との回答がある。また、資金移動業者府令第30条の2第2項では「資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。」とある。

指定資金移動業者の口座への賃金支払を選択する労働者に対しては、使用者側から、労働者からの当該賃金支払の利用に関する同意を取る際、為替取引利用する範囲内とし、送金や決済等に利用しない資金を滞留させないことが必要であること、労働者が賃金支払を希望する賃金の範囲及びその金額（希望額等）については、労働者の利用実績や利用見込みを踏まえたものとする必要がある旨を説明することとなっている。しかし、賃金が継続的かつ自動的に資金移動業者の口座に支払われることにより、労働者が意図しない結果として、その預け入れられた資金の全てが為替取引目的に使用されず、為替取引と無関係な資金として資金移動業者の口座に資金が滞留するケースが発生しやすくなることも十分考えられる。加えて、賃金の範囲及びその金額（希望額等）についても、100万円以下であれば、高額な賃金の支払を継続的に行うことも可能となっており、こうした利用が行われた場合にも、資金移動業者の口座に資金が滞留するケースが発生しやすくなることも十分考えられる。

こうした状況は、指定資金移動業者の数および指定資金移動業者の口座への賃金支払を利用する労働者の数が増えるほど、発生する「可能性」は大きくなると考えられ、仮に、こうした状況が発生した場合は、上記貴庁の回答のとおり、「出資法の預り金規制に抵触するおそれがある」と考える。

このような資金滞留の「可能性」もあることを踏まえ、資金移動業者の口座への賃金支払いに関して指定を受ける資金移動業者は、こうした出資法の預り金規制に抵触するケースが発生しないよ

100万円以下の部分についても為替取引に用いるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じることとされており、指定資金移動業者においてもこれらの措置を講じる必要があります。

また、資金移動業者が賃金のデジタル払いにかかる厚生労働大臣の指定を受けるための要件の一つとして、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号イにおいて、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置等を講じることが定められております。

いずれにしても、資金決済法や事務ガイドライン（資金移動業者）に基づき、適切に監督を行ってまいります。

	<p>う、これらの資金の為替取引との関連性の有無を確認するための態勢を整備し、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があるという理解でよいか。また、今後、指定資金移動業者の口座への賃金支払の利用が拡大する可能性もあることから、貴庁としても、仮に、指定資金移動業者の口座への賃金支払に関して、出資法の預り金規制に抵触する予兆をとらえた場合には、事前に指導および監督を行うという理解でよいか。</p>	
7	<p>資金移動業者の滞留資金に関する貴庁のモニタリング状況に関する公表資料としては、2019年1月31日に開催された金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第7回）において、貴庁から示された「資金移動業者の実態：利用者資金の残高」に関する資料のみであり、それを最後に実態調査の結果は公表されていない。公表された実態調査から4年が経過しようとしているとともに、2021年5月1日に改正資金決済法が施行され、今回、新たに2023年4月1日からは指定資金移動業者の口座への賃金支払が可能となることを踏まえ、再度、滞留資金に関するモニタリングの実態調査の結果を公表すべきではないか。また、こうした実態調査の結果は継続的に公表すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
8	<p>指定資金移動業者が給与受取口座の提供という社会的に重要なインフラを提供する担い手となることを踏まえれば、災害時における給与へのアクセスの確保という観点からも、指定資金移動業者向けの監督上の考慮点として主要行等監督指針Ⅲ-8-3-2(1)2イのような定めを設けることも考える。この点について何か検討を行ったのであれば、その検討経緯などをご教示いただきたい。</p>	<p>今回の改正で、指定資金移動業者についても、その規模・特性等を踏まえ、災害を含む危機発生時における対応を含め、業務継続体制の構築などにかかる留意点を踏まえて、監督を行うこととなります。</p>
9	<p>昨今、いわゆる闇バイトと称される不正な労働行為に対する対価の支払手段として、銀行振込みに代って、資金移動業者の口座への賃金支払いが利用されることのないよう、金融庁において、厚生労働省指定の資金移動業者における資金移動をしっかりとモニタリングを実施していただきたい。ま</p>	<p>資金移動業者府令第31条においては、資金移動業者に対し、その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることやその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合には、当該為替取引の停止等を</p>

<p>た、闇バイトなどの対価の支払いや、詐欺被害者から搾取した資金の送金手段として、利用させている資金移動業者の存在が発覚した場合には、直ちに資金を差し押さえるなどの措置が講じられるよう、事務ガイドライン等の手当てを図ってほしい。</p>	<p>行う措置を行うことが義務付けられております。</p> <p>また、事務ガイドライン（資金移動業者）においても、資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、①犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を速やかに停止するための態勢、②口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢を整備することなどを規定しております。</p> <p>いずれにしても、資金決済法や事務ガイドライン（資金移動業者）に基づき、適切に監督を行ってまいります。</p>
---	--